2　経　理　の　状　況

(1)　比較貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金額	前期	増減	科　　目	金額	前期	増減
（資産の部）				（負債の部）			
流　動　資　産				流　動　負　債			
［略］				［略］			
				未払法人税等			
				［略］			
寄託有価証券							
［略］							
流動資産合計							
固　定　資　産				流動負債合計			
［略］				固　定　負　債			
				［略］			
				負　債　合　計			
				（純資産の部）			
				［略］			
				純　資　産　合　計			
資　産　合　計				負債・純資産合計			

［(2)・(3)　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

2　経　理　の　状　況

(1)　比較貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金額	前期	増減	科　　目	金額	前期	増減
（資産の部）				（負債の部）			
流　動　資　産				流　動　負　債			
［同左］				［同左］			
				未払法人税等 繰延税金負債			
				［同左］			
寄託有価証券 繰延税金資産							
［同左］							
流動資産合計							
固　定　資　産				流動負債合計			
［同左］				固　定　負　債			
				［同左］			
				負　債　合　計			
				（純資産の部）			
				［同左］			
				純　資　産　合　計			
資　産　合　計				負債・純資産合計			

［(2)・(3)　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第十条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］